別記様式第10号(第23条第1項関係)

(日本産業規格A列4)

※　実施状況報告受理番号	

実　施　状　況　報　告　書

年　　月　　日

外国人技能実習機構　理事長　殿

提出者　　㊞

(団体監理型技能実習に係るものである場合の指導証明)

監理団体　　㊞

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第21条第1項の規定により、下記のとおり技能実習の実施の状況に関する報告書を提出します。

記

1報告対象技能実習事業年度			年度(　　年　4月　1日　～　　年　3月31日)				
2実習実施者	①実習実施者届出受理番号						
	(ふりがな) ②氏名又は名称						
	③住所		〒　　― (電話　　―　　―　　)				
	④業種		大分類(　　、　　)小分類(　　、　　)				
3報告対象技能実習生			計　　人(第1号　　人、第2号　　人、第3号　　人) (うち報告対象技能実習事業年度末時点での入国後講習中の者　　人)				
4技能検定等受検状況	試験区分		受検対象者数(A) (a)修了者数	(b)やむを得ない不受検者数	(A)＝(a)－(b)	合格者数(B)	合格率(B／A)
	①基礎級程度(第1号修了者)		人	人	人	人	%
	②3級程度(第2号修了者)	実技	人	人	人	人	%
	③2級程度(第3号修了者)	実技	人	人	人	人	%

	試験区分		受検者数(A)	合格者数 (B)	合格率 (B／A)
	④3級程度 (第2号修了者)	学科	人	人	%
	⑤2級程度 (第3号修了者)	学科	人	人	%

		受講者名	受講講習名	受講年月日
5実施体制	①技能実習責任者の講習受講歴			
	②技能実習指導員の講習受講歴			
	③生活指導員の講習受講歴			

				第1号技能実習生 (入国後講習中の者を除く。)	第2号技能実習生	第3号技能実習生
6実習実施者での労働条件	①支給・控除	支給総額		円／月	円／月	円／月
		支給項目	基本給	円／月	円／月	円／月
			その他 ( )	円／月	円／月	円／月
			その他 ( )	円／月	円／月	円／月
			諸手当 通勤手当	円／月	円／月	円／月
			期末手当(賞与)	円／月	円／月	円／月
			その他 ( )	円／月	円／月	円／月
			その他 ( )	円／月	円／月	円／月
			その他 ( )	円／月	円／月	円／月
			割増賃金 超過勤務手当	円／月	円／月	円／月
			その他 ( )	円／月	円／月	円／月
		控除総額		円／月	円／月	円／月

		控除項目	経費・社会保険・税	食費	円／月	円／月	円／月
				居住費	円／月	円／月	円／月
				水道・光熱費	円／月	円／月	円／月
				所得税	円／月	円／月	円／月
				住民税	円／月	円／月	円／月
				社会保険 （　　）	円／月	円／月	円／月
				労働保険 （　　）	円／月	円／月	円／月
				その他 （　　）	円／月	円／月	円／月
				その他 （　　）	円／月	円／月	円／月
	②昇給率	第2号移行時				%	
		第3号移行時					%
	③労働時間	所定時間外労働			時間／月	時間／月	時間／月
		休日労働			時間／月	時間／月	時間／月
		深夜労働			時間／月	時間／月	時間／月

7行方不明者の発生状況	行方不明者　　人(行方不明率　　%)	
8他の実習実施者における技能実習の継続が困難となった技能実習生の受入れ状況及び実習先変更支援ポータルサイトへの登録の有無	人数	人
	登録の有無	有　・　無

9地域社会との共生に向けた取組の実施状況		概要
	①日本語学習支援	
	②地域社会との交流の機会提供	

	③日本文化を学ぶ機会の提供	
10備考		

(注意)

1　技能実習生には、入国後講習中の者を含む。

2　※印欄には、記載をしないこと。

3　1欄は、報告を行おうとする技能実習事業年度について記載すること。

4　2欄の④は、日本標準産業分類の大分類及び小分類の記号及び名称を記載すること。

5　3欄は、報告対象技能実習事業年度内に実習実施者における技能実習を終了(実施困難時届出書を提出した場合を含む。)した技能実習生及び報告対象技能実習事業年度末に技能実習を行っている技能実習生について記載すること。入国後講習中の者がいる場合には、その人数も記載すること。

6　4欄は、報告対象技能実習事業年度内に技能実習の各段階を修了し、又は修了する予定であった技能実習生について記載すること。したがって、報告対象技能実習事業年度内に受検した者であっても、その段階の技能実習の修了予定が次技能実習事業年度の場合は、次技能実習事業年度分の本報告書に計上すること。

　また、やむを得ない不受検者とは、報告対象技能実習事業年度に技能実習を修了し、又は修了する予定であったが、実習実施者の責めによらない行方不明、技能実習生の事情による途中帰国、技能実習生の病気や怪我により受検機会を逃した場合など、実習実施者や監理団体の責めによらない事情により、技能検定等を受検しなかった者をいう。

7　5欄は、報告対象技能実習事業年度内に講習を受講した者の全てについて記載すること。受講した者が複数あり、その記載事項の全てを欄内に記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

8　6欄の①は、3欄の記載の対象となる報告対象技能実習生のうち、入国後講習中以外の者について、1名当たりの平均を算出した上で記載すること。なお、支給総額は、税等控除前の支給額をいい、現金支給額ではないことに注意すること。

9　6欄の②は、3欄の記載の対象となる報告対象技能実習生であり、入国後講習中以外の者のうち報告対象技能実習事業年度内に第2号技能実習又は第3号技能実習への移行があった者について、移行前後の基本給(基本賃金等の固定的給与)を算出し、1名当たりの平均を記載すること。

10　6欄の③は、3欄の記載の対象となる報告対象技能実習生のうち、入国後講習中以外の者について、1名当たりの平均を算出した上で記載すること。

11　7欄は、報告対象技能実習事業年度内に行方不明となった技能実習生について記載し、行方不明率については、3欄の記載の対象となる報告対象技能実習生を分母として算出し記載すること。

12　8欄は、他の実習実施者が技能実習を行わせていた技能実習生のうち、新たに技能実習計画の認定を受けて技能実習を行わせることとなった者について記載すること。

13　9欄は、各項目について該当するものがあれば概要欄に記載した上、その内容が分かる別紙を必要に応じ添付すること。

14　10欄は、報告に係る担当者の氏名、職名及び連絡先を記載すること。その他伝達事項があれば、併せて記載すること。

15　第3号技能実習を行わせている実習実施者又は外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則第16条第2項の規定の適用を受ける実習実施者については、同令第15条の基準を満たすことを明らかにする書類を添付すること。